

# 令和7年度 えりも町内保育所 入所児童募集

令和7年度の町内保育所入所児童を募集します。  
 年度の途中に入所を希望する場合も、今回申し込みをしてください。  
 (出生予定の方などは担当者までご相談ください)

## 募集期間

令和6年11月5日(火)から令和6年12月20日(金)まで

## 各保育所の募集内容

※入所クラスの年齢は、令和7年4月1日現在の年齢です。

中央保育所		えりも岬保育所		庶野保育所	
0歳児(満6か月以上)	3人	1歳6か月～2歳児	6人	1歳6か月～2歳児	6人
1・2歳児	24人	3～5歳児	30人	3～5歳児	30人
3歳児	20人				
4・5歳児	40人				

### 保育時間

月曜日～金曜日 8時～16時  
 土曜日 8時～12時

### 延長保育(中央保育所のみ)

月曜日～金曜日 7時45分～17時30分  
 土曜日 7時45分～12時

## 申込方法

- 役場町民生活課子育て支援係(窓口②)または各保育所に入所申込書等を備えています。
- 必要事項等を記入し、すべての書類が揃ってから、役場町民生活課子育て支援係(窓口②)までご提出ください(保育所では受付できませんのでご注意ください)。

## 注意事項

- ▶ 内容を確認する必要があるため、郵送での申し込み・代理人による提出は受け付けておりません。必ず保護者の方が窓口まで申込書等を持参願います。
- ▶ 勤務先が複数の場合は、勤務先ごとに就労証明書を提出してください。
- ▶ 食物アレルギーのあるお子さんは、申し込み時に医療機関の診断書が必要です。これは既に入所中のお子さんにも必要になりますのでご注意ください。
- ▶ 入所申込書の「保育所へ入所させなければならない理由」は入所判定において重視しますので、詳しく記載してください。  
 (例)同居あるいは町内に別居している祖父母の状況(就労状況を含め)
- ▶ 申込書提出後、記載内容に変更があった場合は、その都度ご連絡ください。
- ▶ 入所希望が定員を上回る場合や、募集期間を過ぎて申込みされた場合は入所できないこともありますので、あらかじめご了承ください。

## 保育の必要性の認定について

保育所の入所申し込みをする方は、「保育の必要性の認定(保育認定)」を受けていただく必要があります。これは、保育所などの保育・教育サービスを提供していくために保育の必要性や必要量を判定するためのものです。

### (1) 保育認定の種類

1号認定 対象	2号認定 対象	3号認定 対象
3歳以上の就学前のお子さん	3歳以上で保護者の就労や疾病などの理由により、保育を必要とするお子さん	3歳未満で保護者の就労や疾病などの理由により、保育を必要とするお子さん
利用可能施設	利用可能施設	利用可能施設
幼稚園	幼稚園、保育所	保育所

※年齢は令和7年4月1日現在の年齢です。

### (2) 保育認定(入所)の基準

保育所に入所できるのは、保護者が下記のいずれかの事由により、児童を保育することができない家庭であることが条件になります。また、入所後であっても、保護者の退職などにより「家庭での保育が可能」になった場合は、基準を満たさないため退所となります。

- ① 居宅内外で労働することを常態としている
- ② 妊娠中または出産後である(ただし、入所期間は産前6週、産後8週の期間を限度とする)
- ③ 病気やけが、または心身の障がいがある
- ④ 同居または長期入院等の親族の介護・看護をしている
- ⑤ 地震、風水害、火災等の災害の復旧にあたる
- ⑥ 仕事を継続的に探している(ただし、入所期間は90日を限度とする)
- ⑦ 学校に在学している、または職業訓練を受けている
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある
- ⑨ 育児休業取得時に、すでに保育所を利用している兄弟がいて、継続利用が必要であると認められるとき
- ⑩ その他①～⑨の事由に類するものとして町が認める場合



☎ 町民生活課子育て支援係(窓口②)  
 ☎ 01466-2-4621